

社会保障・税の手続書類へのマイナンバー（個人番号）の記載について、事業主・従業員の皆様のご協力をお願いします。



1 事業主の皆さんへ

- ◆ 社会保障・税に関する手続書類の作成事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員にマイナンバーの提供を求められます。
また、従業員から受け取ったマイナンバーは適切に管理する必要があります。

《社会保障（雇用保険・健康保険・厚生年金保険等）・税に関する手続書類》

- 雇用保険被保険者資格取得届・喪失届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届、源泉徴収票、支払調書 等

- ◆ マイナンバーの提供を求める時期等について、マイナンバー法やガイドライン等のルールを守っていただくようお願いいたします。

《マイナンバーの提供を求める時期》

- 社会保障・税に関する手続書類の作成事務が発生した時点が原則です。
- 契約を締結した時点等のその事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されています。
 - * 例えば、給与所得の源泉徴収票等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で事業主から従業員にマイナンバーの提供を求めることも可能であると解されます。
 - * 雇用契約を締結する前（採用面接時等）に事業主から採用選考対象者等にマイナンバーの提供を求めることはできません。
 - * いわゆる「内定者」については、その立場や状況が個々に異なることから、一律に取り扱うことはできませんが、例えば「内定者」が確実に雇用されることが予想される場合（正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等）には、その時点でマイナンバーの提供を求めることができると解されます。

2 従業員の皆さんへ

- ◆ 社会保障・税に関する手続書類へのマイナンバーの記載は、法令で定められた事業主の義務となっており、事業主は、マイナンバー法に基づき、従業員に対してマイナンバーの提供を求めることができます。
- ◆ 従業員も、事業主から、法律に基づく正当なマイナンバーの提供の求めがあった場合には、これに応じていただくようお願いいたします。

《事業主に提供したマイナンバーの取扱い》

- 事業主は、法律で限定的に定められている場合以外の場合に、従業員のマイナンバーや、マイナンバーと結びついた情報を利用したり、第三者に提供することはできません。
- また、事業主は、従業員のマイナンバーや、マイナンバーと結びついた情報の漏えい、滅失等の防止その他の適切な管理のため、必要かつ適切な「安全管理措置」を講じなければならないこととされています。

マイナンバーを提供しても、適切に取り扱うこととされています。
マイナンバーについてのトラブルがあった際の相談先は、裏面を参照ください。



マイナンバーの取扱いでお困りのことは、 各窓口までご相談ください！



Q 1

採用説明会や採用面接の際にマイナンバーの提供を求められることはありますか？

A 1

事業主は、雇用契約を締結する以前（採用面接時等）にマイナンバーの提供を求めることはできません。マイナンバーの提供や利用範囲などマイナンバー制度全般については、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。



Q 2

勤務先にマイナンバーを提供しましたが、適切に管理されていないようで、漏洩が怖いです。

A 2

事業主は、マイナンバーと結びついた情報の漏えい、滅失等の防止その他の適切な管理のため、必要かつ適切な「安全管理措置」を講じなければならないこととされています。

事業主のマイナンバーの取扱いについての苦情やあっせんに関するご相談は、個人情報保護委員会のマイナンバー苦情あっせん相談窓口でお受けしています。



Q 3

勤務先から、マイナンバーを提供しないと、解雇したり、賃金を支払わないと言われたのですが・・・

A 3

社会保障・税に関する書類へのマイナンバーの記載は、法令で定められた事業主の義務であり、事業主は、マイナンバー法に基づき、従業員に対してマイナンバーの提供を求めることができます。このことをご理解いただき、事業主から、法律に基づく正当なマイナンバーの提供の求めがあった場合には、これに応じていただくようお願いします。

一方で、マイナンバーを提供しないことを理由とする賃金不払い等の不利益な取扱いや解雇等は、労働関係法令に違反又は民事上無効となる可能性があります。

職場で起きた労働問題については、都道府県労働局や労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーにご相談ください。



<マイナンバー制度全般のご相談は>

◆マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

- ・平日9:30-22:00 土日祝日（年末年始を除く）9:30-17:30
- ※平成28年4月からは、平日9:30-17:30（年末年始を除く）。
- ※一部IP電話等でつながらない場合は
- ・通知カード、個人番号カードについては、050-3818-1250
- ・その他のお問い合わせについては、050-3816-9405 におかけください。

<マイナンバーの取扱いについての苦情のご相談は>

◆個人情報保護委員会 マイナンバー苦情あっせん相談窓口

03-6441-3452

- ・平日 9:30-17:30
- ※ただし、平成28年3月下旬に、電話番号を変更する予定となっています。
- それ以降におかけになる場合は、お手数ですが、個人情報保護委員会ホームページで電話番号をご確認ください。 <http://www.ppc.go.jp/application/complaints/>
- ・この窓口では、事業主等に対する苦情に関する相談を行っています。

<職場で起きた労働問題についてのご相談は>

◆総合労働相談コーナー（都道府県労働局や労働基準監督署内に設置）

- ・厚生労働省ホームページで、総合労働相談コーナーの所在地を掲載しています。
- <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

個人番号の記載が必要な雇用保険届出様式一覧

(事業主提出関係)

平成28年2月12日
厚生労働省

平成28年1月1日以降、以下の様式について、従業員の個人番号を記載し、ハローワークに提出することが必要です。

○ 事業主において本人確認を行うもの(事業主が個人番号関係事務実施者として提出する場合)

変更される様式等	様式番号等	施行日
雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則様式第2号	平成28年1月1日
雇用保険被保険者資格喪失届	雇用保険法施行規則様式第4号	平成28年1月1日
個人番号登録・変更届出書(注1)	通達様式	平成28年1月1日

○ ハローワークにおいて本人確認を行うもの(事業主が従業員の代理人として提出する場合)

変更される様式等	様式番号等	施行日
高年齢雇用継続給付受給資格確認票 ・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(注2)	雇用保険法施行規則様式第33号の3	平成28年1月1日
育児休業給付受給資格確認票 ・(初回)育児休業給付金支給申請書(注2)	雇用保険法施行規則様式第33号の5	平成28年1月1日
介護休業給付金支給申請書(注2)	雇用保険法施行規則様式第33号の6	平成28年1月1日
個人番号登録・変更届出書(注1)	通達様式	平成28年1月1日

(注1)個人番号登録・変更届出書は、個人番号欄のない旧様式にて届け出る場合や個人番号の登録を後日行う場合などに、使用する様式です。
(注2)事業主が代理人として申請を行うには、本人に代わり事業主が申請を行うことについて労使間で協定を締結したうえ、申請の際にハローワークにおいて、①代理権、②代理人の身元、③本人の個人番号を確認します。①代理権の確認は、労使協定の写し等、②代理人の身元確認は、提出者の社員証又その写し等、③本人の番号確認は、本人の個人番号又は通知カードの写しを確認させていただくことになりますが、詳細は厚生労働省ホームページ「雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係るQ&A」を御確認ください。

個人番号の記載が必要な健康保険・厚生年金関係(適用関係)の届出様式一覧



平成29年1月1日以降、以下の様式について、従業員の個人番号を記載して提出することが必要です。

※日本年金機構に提出する時期については、検討中。

届出書等の様式変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ／厚生年金保険70歳以上被用者該当届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者該当届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届 ※ 原則として届出を省略	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届	個人番号欄の追加(70歳以上被用者の場合に限る)	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届	個人番号欄の追加(70歳以上被用者の場合に限る)	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施

届出書等の様式変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届	個人番号欄の追加 (70歳以上被用者の場合に限る)	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険被扶養者(異動)届／国民年金第3号被保険者関係届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	住民票 所得証明書	事業主において実施(被保険者(従業員)と配偶者の本人確認) 被保険者(従業員)において実施(被扶養者の本人確認)
国民年金第3号被保険者関係届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	住民票 所得証明書	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	住民票	事業主において実施

届出書等の様式変更	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
厚生年金保険被保険者種別変更届	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険適用証明期間継続・延長申請書	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
厚生年金保険適用証明書交付申請書	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施
年金手帳再交付申請書	個人番号欄の追加	適用事業者の事業主	日本年金機構	—	事業主において実施

※組合によっては、被保険者証の検認又は更新等において、個人番号を記入した書類の提出を求められることがあります。

※この他、以下の申請書にも「個人番号」欄が追加される等の変更がある予定。

- ・2以上事業所の選択の届出(健保則第2条・厚年則第1条)
- ・2以上事業所勤務の届出(健保則第37条・厚年則第2条)
- ・日雇特例被保険者の適用除外の承認申請の受理(健保則第113条)
- ・日雇特例被保険者手帳の交付申請(健保則第114条)
- ・任意継続被保険者の資格取得申請の届出(健保則第42条)、喪失申出(健保則第43条)
- ・任意継続被保険者の被扶養者届(健保則第38条)

※日本年金機構への氏名変更届、住所変更届の提出は原則として不要とする予定。